

## 賛助会費の税制上の優遇措置について

公益社団法人愛知県緑化推進委員会は、愛知県知事から、所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号(公益の増進に著しく寄与する法人)に該当する「公益社団法人」に認定されています。

当委員会に対する賛助会費は、「特定公益増進法人」に対する寄附となりますので、一般の寄附金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入ができます。

### ● 優遇措置の内容 ●

$$\text{特別損金算入限度額} = \{(\text{資本金} \times 0.375\%) + (\text{所得金額} \times 6.25\%)\} \div 2$$

※ なお、損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金に含めることができます。

$$\begin{array}{l} \text{一般の寄附金の} \\ \text{損金算入限度額} \end{array} = \{(\text{資本金} \times 0.25\%) + (\text{所得金額} \times 2.5\%)\} \div 4$$

なお、申告手続きの内容につきましては、所管の税務署にお問い合わせください。

### 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号  
愛知県三の丸庁舎内  
TEL(052)963-8045 FAX(052)963-8491  
E-mail info@midori-aichi.jp



Website <http://www.midori-aichi.jp>  
Twitter <https://twitter.com/MidoriAichi>

WEB



Twitter

